

福島県史料情報

第56号 令和2年(2020)2月



清瀧ラベル (『商標登録他』、「明治・大正期の福島県庁文書」3333 所収)

明治時代の日本酒ラベル

店頭で日本酒を選ぶ際、ラベルを見て直感で決めるという人は意外と多いのではなからうか。その意味で、ラベルは日本酒の「顔」であり、商品のイメージを決める重要な要素といえる。

そのため、独立行政法人酒類総合研究所では、平成十四年(二〇〇二)初頭に市販されていた全国の日本酒ラベルを収集し、一部をホームページで公開しているが、当館にも明治時代の日本酒ラベルが「明治・大正期の福島県庁文書」中に残されているので紹介をしてみたい。

写真のラベルは、北会津郡若松材木町(現・会津若松市)で醸造本舗を営む星野三郎治(会津三名園のひとつ、可月亭庭園の主人としても知られる)が、明治二十年(一八八七)に商標登録の手続きにあたって提出した見本である。

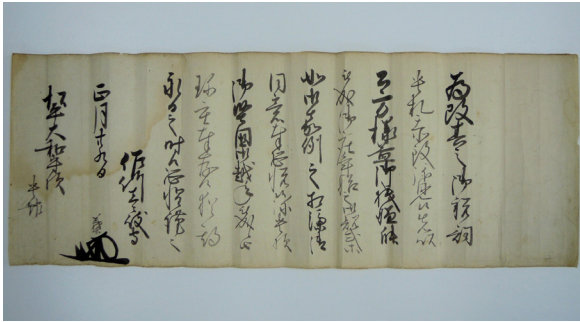
四隅に雲形波形を配し、中央には商品名の「清瀧」(きよたき)が大書され、その両脇には「美味冠萬國」(左側)「名酒」(右側)の語が稲穂のイラストとともに添えられている。上部の「大日本帝國」という表記と相俟って、日本酒の醸造家としての強い誇りを感じさせるデザインである。

加えて、現代の日本酒ラベルにはあまり見られない「BEST WINE」「BREWER」などの英字が目を惹き、見る者にモダンな印象を抱かせよう。ちなみに、昭和期の清瀧のラベルにも「THE JAPANESE REFINED SAKE」「TRADE MARK」といった文字があり、時代を超えた共通点といえようか(『福島酒鑑』下巻四十五頁参照)。

なお、ラベルに添付されている明細書によれば、「商標全形ノ中専用ノ要点ハ清瀧ノ二字」にあり、「西洋紙ニ印刷シ、清酒ヲ容レタル瓶、又ハ樽ニ粘付」で使用したようだ

(山田 英明)

宝木村名主文書に
残された佐竹義長書状



(年未詳) 正月29日付佐竹義長書状
(水野ユキ家文書5)

地方文書を調査していると、伝来経緯不詳の大名の書状が含まれていることがある。その多くが、大名間の書状で、内容は年頭や歳暮等の挨拶状、贈答品に対する礼状の類である。何れの場合も権利の保証や家の格式等に関わるものではなく、受け取った大名側が後世まで大切に保管しておく必要性はない文書である。

内容から白川郡宝木村(東白川郡鮫川村西山字宝木)名主文書と位置付けられる水野ユキ家文書のなかにも、一時期白河藩主であった松平直矩関係の文書が九通含まれている。しかし、宝木村が白河藩領であった時期はなく、それらの文書を拝領の品と考えることは難しい。

上の文書は、そのうちの一通で、秋田藩主の佐竹義長が松平直矩に宛てた書状である。現在の形態は切紙となっており、本文と花押の位置関係から本来は折紙であった可能性が高い。また、本文は右筆書で、花押は板刻花押を填墨したものである。書止め文言は「恐惶謹言」、敬称は「様」、「貴報」の脇付があり、宛名の始まる位置も高く、書札礼は厚札と言えよう。この書状の大意は、おおよそ以下の通りである。

新年の御祝詞として、お手紙を有難く拝見しました。何はにおいても徳川將軍様の御機嫌も麗しく、年始の定まった儀式等も吉例通り無事に済み、ご同意いただき大変有り難うございます。益々貴方様も健康に年を越されましたことは御目出度いことと存じます。なお、何れ日ながの折にお会いいたしましょう。

佐竹義長は、岩城貞隆嫡男の佐竹義隆(岩城吉隆)四男で、延宝四年(一六七六)十二月十六日に老岐守に任じられている。また、松平直矩は、元禄八年(一六九五)四月十五日に没している。したがって、この無年号文書の年次は、延宝五年から元禄八年の間のものであることが分かる。(渡邊 智裕)

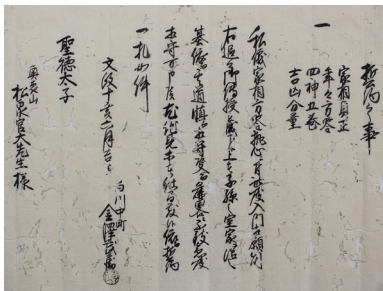
家相家の佐久間家と
近世南奥羽での家相伝授

家相家は陰陽五行説に基づき家の吉凶を判断し、家相図などで指南した。県内でも家相図が伝わるが、彼らの実態は不詳である。本稿では、江戸後期に家相家を輩出した伊達郡森山村(現国見町)佐久間家に注目し、家相家の一端を示したい。

当時の当主佐久間純重は、易占の大家、畿内の松浦東鶏や松浦泉隣に学び、師所有の家相書を写し、秘伝を伝授され、のち家相書序文を書いた。純重は習得した家相・易占の知識を一子相伝にせず、南東北の人へ伝授し、佐久間家当主はその姿勢を受け継ぎ、家相の普及に努めた。下の「誓約之事」(佐久間成章家文書二〇一)は、佐久間家への入門者が差し出した誓約書である。佐久間家文書の誓約書二十三点の分析で、同家の家相伝授の実態が垣間見える。

誓約書では入門と伝授の許可を感謝し他伝しないと誓い、背けば神罰を蒙ると誓うものもある。また、本文と年記または差出人名と宛名の間に「聖徳太子」と記す場合も多い。これは太子が日本に家相を広めた説話が影響し、誓いを強めるため記したとみられる。なお、敬称は「先生」も用いられ、下は佐久間家の居館名に基づき「松泉官大先生」とある。入門年代は文化十四年(一八一七)から安政三年(一八五六)に亘る。明確な入門者の在所は、伊達郡十名、信夫郡二名、安達郡・岩瀬郡・石川郡・白川郡・白河郡・出羽国最上郡・同国村山郡が各一名で、大半は在村だが、棚倉など不在町もいる。百姓以外に、山形六槻明秀院慧純ら宗教者が目立ち、石川町鈴木茂市郎ら郷士や、商人・学者もみられる。

伝授内容の多くは一つ書きで複数記されている。家相九件、家相方鑿六件、方鑿五件、家相貞正・年々方鑿が各四件、吉凶分量三件、家相改正二件、家相方位吉凶・家相中央五卷・四神五卷・吉神撰方・吉神之巡・土金兼備行事・本命的殺が各一件である。方鑿は方位の占術で、家相方鑿の具体的な奥義・家相書も多い。南奥羽の家相や暮らしに影響を与えた佐久間家について、今後の学際研究が俟たれる。(小野 孝太郎)



文政10年(1827)6月吉日 誓約之事
(白川中町金澤茂兵衛家相方鑿執心入門相願候二付)
(佐久間成章家文書201)

明治三十年
福島県内銀行の経営状況

明治期の本県金融機関については、主に江戸期から続く養蚕業の活況とその取引の拡大に伴う需要が設立の背景となっており、先ず明治九年(一八七六)の国立銀行条例改正後に、六行の国立銀行が設立された。その後明治二十六年に銀行条例が施行され、明治三十年前後に多くの私立銀行が設立されている。

当館収蔵の明治・大正期の福島県庁文書三三八九〜三三九四の六冊に明治三十年前後の銀行関係書類があり、新規設立申請書類や条例で提出が義務付けられた半期ごとの営業報告書などが残されている。本稿で明治三十年のものを紹介したい。

この年の各期の営業報告書が残っているのは十一の銀行で、資本金、自己資本利益率(ROE)、配当性向を表にまとめた。一行を除く、各銀行について各指標を見ると、ROEは、八%台から二四%台と一〇%前後の銀行が多い。資本規模の違いがあまり認められず、全体的に高い傾向がある。配当性向は、四五〇%台と七、八〇%台の銀行に分かれる。資本規模の小さな銀行や合資会社の配当性向が高いことは興味深い。

	銀行名	資本金(円)	ROE	配当性向
1	(株)第七銀行(福島市)	1,000,000	9.2%	46.0%
2	(株)福島商業銀行(福島市)	※225,000	9.6%	59.2%
3	(株)磐城銀行(いわき市)	100,000	13.2%	42.7%
4	(合資)正製銀行(郡山市)	100,000	11.3%	87.9%
5	(株)平銀行(いわき市)	50,000	8.0%	54.9%
6	※(株)本宮銀行(本宮市)	50,000	9.6%	50.5%
7	(株)福島銀行(福島市)	40,000	8.6%	69.6%
8	(株)川俣永続社(川俣町)	15,000	13.6%	85.9%
9	盛業(株)(福島市)	15,000	12.7%	78.9%
10	棚倉協同(株)(棚倉町)	15,000	24.9%	56.3%
11	(株)棚倉銀行(棚倉町)	10,000	0%	0%

表 明治30年県内銀行(※2途中増資、6途中名称変更)

一方、現代の銀行に目を転じてみると、二〇一九年三ヶ月の連結決算のROEでは、県内銀行三行で四%以下、メガバンク三行でも七%以下となっており、一〇%を超える銀行は皆無となっている。

福島県内の黎明期私立銀行の指標は最近の銀行のそれと比較しても、遜色のない数値と言える。特に経営の指標であるROEについては、現在の銀行では超えていない一〇%の数値を、半数近くの銀行が超えていることは大変興味深い。この時期の銀行がかなり効率的な経営を行っていたことが推し量れるとともに、その活動を支えた県内の経済活動も活況を示していたことが推定できる史料となっている。

(藤谷 誠)

発見された白水阿弥陀堂
の仏像群の古写真

筆者は、前号で『古社寺保存金下附願書其他』(福島県神社庁文書一三七)のなかから新たに見出した明治三十一年(一八九八)頃の白水阿弥陀堂の古写真を紹介した。本号では、一緒に保存されていた白水阿弥陀堂の仏像群の古写真を現存のものと比較して紹介することにする。

左の写真は、白水阿弥陀堂の荒廃により、一時的に願成寺(いわき市内郷白水町)へ安置された状態の白水阿弥陀堂の仏像群である。この写真も、明治三十一年頃に撮影されたもので、現在知られている白水阿弥陀堂の仏像群の写真のなかで最も古



願成寺に安置された白水阿弥陀堂の仏像群

く、彫刻史を研究する上でも資料的価値が極めて高いものである。

仏像は横一列に五躯写っており、現在では全て国指定重要文化財(彫刻)になっている。中央が、本尊の木造阿弥陀如来坐像で、頭部中央に縦割れが生じ、肉髻相・肉髻珠・白毫相・右手指先等が欠失している。手前には香炉を載せた経台や、その左右には花立が見えている。

向かって右の左脇侍である木造觀世音菩薩立像は、白毫相や光背の一部が欠失している。また、向かって左の右脇侍である木造勢至菩薩立像は、白毫相・右手指先・左手首より先が欠失している。

向かって右端の木造多聞天立像は、現存しない輪宝光背を負い、宝剣を右手に持ち、左手首より先は欠失している。向かって左端は、木造持国天立像(寺伝では広目天立像)で、現在はない輪宝光背を負い、左手には三鈷戟(さんくげき)を持っている。なお、光背や持物は後補の可能性が高い。これらの仏像は、明治三十七年に岡倉天心主宰の日本美術院技師の松原象雲・山本瑞雲等によって現地で見事に修復されたのである。

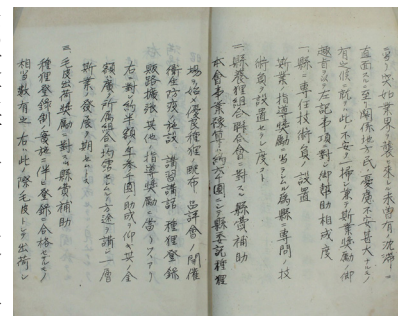
仏像群の後ろには紋入りの横幕が張られ、横幕作製の際に浄財を寄附した白水の小松嘉右衛門・大越治右衛門・某民左衛門・某甚六等の名前が墨書されている。

(渡邊 智裕)

養狸日本一への発展と
衰退と陳情書

古来狸は害獣と捉えられてきたが、毛は刷毛・毛筆に用いられ、毛皮は防寒性・耐久性に優れることから、防寒具・敷皮への加工や、フイゴなど生活器具の材料に使われた。前近代は主に野生の狸が用いられたが、大正期に狸の養殖に成功する者が現れると、手軽に飼えるため全国で養狸業が確立し、昭和初期の恐慌を機に副業として流行した。

とりわけ福島県、特に養蚕地の伊達郡は、養蚕不況から養狸へ転換・注力し、養狸日本一へ発展した。県内各地には養狸組合が結成され、福島市腰ノ浜に農林省委託養狸試験場が、信夫郡庭塚村(現福島市)に福島県委託養狸場がそれぞれ開場し、蚕都梁川では昭和十年(一九三五)に全国初の養狸品評会が開かれた。福島県技手の丈下重義も、養狸の書籍を出版し養狸業発展に寄与した。しかし、実態は高騰する種狸への投機的産業となっており、物資統制も相俟って昭和十四年夏から種狸の価格が急落を始めると、養狸撤退か毛皮生産転換の選択に迫られた。そして、昭和十四年十二月四日、福島県養狸組合聯合会長の坂井貞一が福島県知事の橋本清吉へ「陳情書」(斎藤文郎家文書(その1)215)



陳情書
(斎藤文郎家文書(その1)215)

藤文郎家文書(その1)215)を提出した。趣旨によれば、日本の総数十三万頭余に対し県内で約半数六万頭余を養殖し、養狸業は副業の最有望であるが、未曾有の沈滞に直面しており、奨励策を三つ求めた。

一つは、県の専任技術員の設置で、専門的な指導・奨励を要望した。二つ目は、聯合会への県費補助である。同会は県委託種狸場や、品評会・講習講話の開催などに従事しており、事業予算六千円のうち三千円の補助を求めた。さいごに、毛皮出荷奨励の県費補助である。優良品種普及と毛皮報国を名目に、一頭につき五円程度の奨励金補助を請願した。毛皮生産へ活路を開くも、毛皮の下落で養狸業は衰退し、関係者に無念だけが残った。養狸の顛末を恨んだり、歎いたり、「狸に化かされた」と自嘲したりして、負の歴史として忘れていったが、真に哀れなのは忘れられた狸である。(小野孝太郎)

歴史資料館の一年

館内の展示関係では、収蔵資料展を三回開催しました。「江戸時代の農業」(四月二十日〜七月二十一日)では、江戸時代の古文書や絵図などから、作業風景、栽培作物、農業技術書などを紹介しました。只見線復旧応援「奥会津の古文書―南会津町南郷地域を中心に―」(八月十日〜十一月四日)では、江戸・明治時代の古文書を通して、伊南川沿いの暮らしや文化を紹介しました。現在開催中の「新公開史料展」(十一月二十三日〜三月二十九日)では、『福島県歴史資料館収蔵資料目録』第五十集に収録した県南地方ゆかりの「円谷善人家文書」、「小針重郎家文書(その二)」を紹介しています。

館外の展示関係では、三島町交流センター山びこで「奥会津の古文書―三島町を中心に―」(四月二十七日〜五月十九日)を、福島県立図書館で「奥会津の古文書―昭和村を中心に―」(十月四日〜十一月六日)をそれぞれ開催しました。古文書講座は七月二十八日、八月二十五日、九月二十二日、十月六日の四回実施し、テキストに江戸時代の村の古文書を使用しました。地域史研究講習会は、二月九日に開催し、当館の学芸員の他に、東京

福島県史料情報
第56号 令和2年2月25日

編集・発行
公益財団法人 福島県文化振興財団

福島県歴史資料館
〒960-8116 福島市春日町5-54
TEL 024-534-9193 FAX 024-534-9195
URL <http://www.history.fcp.or.jp>
E-mail history@fcp.or.jp

大学史料編纂所の本郷和人先生をお招きして、「西国型国家と東国―地域を考える―」の演題で、ご講演いただきました。

講演会としては、福島市(二回)と郡山市で開催された講演会に当館学芸員を講師として派遣し、計三回の講演を行いました。

資料整理業務では、福島市と伊達市関係の史料を整理し、三月末に『福島県歴史資料館収蔵資料目録』第五十一集を刊行予定です。

また、大学の博物館実習生は、八月三名、九月十三名を受け入れ各六日間に亘り実習を実施しました。

日常の収蔵資料の閲覧業務等では、一月末現在で、約五七〇〇点の資料について、約六八〇件の閲覧申請がありました。

また、資料掲載については、十五点の資料について十四件の許可申請がありました。